

産業廃棄物処分業許可証

住 所 豊川市白鳥町米田 9 番地 7

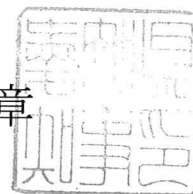
氏 名 有限会社 マイニチ

代表取締役 西川 達予 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 令和 6 (2024) 年 4 月 1 0 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 (2026) 年 2 月 1 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

豊川市白鳥町米田 9 番 7

イ 設置年月日

平成 25 年 1 月 29 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿

含有産業廃棄物を除く。）

0.8t/日 (0.1t/時間)

紙くず

0.96t/日 (0.12t/時間)

繊維くず

1.12t/日 (0.14t/時間)

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

0.8t/日 (0.1t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

豊川市小田渕町五丁目 5 番 1

イ 設置年月日

令和 5 年 1 月 23 日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

4.6t/日 (0.58t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 圧縮施設

ア 設置場所

豊川市小田渕町五丁目 5 番 1

イ 設置年月日

令和 5 年 1 月 23 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿
含有産業廃棄物を除く。） 1.6t／日（0.2t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（４）減容固化施設

ア 設置場所
豊川市白鳥町米田 9 番 7
イ 設置年月日
令和 7 年 7 月 4 日
ウ 処理能力
廃プラスチック類（発泡スチロール類に限
る。） 0.4t／日（0.05t／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（５）選別施設

ア 設置場所
豊川市小田渕町五丁目 5 番 1
イ 設置年月日
令和 5 年 1 月 16 日
ウ 処理能力
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
67m3／日（8.375m3／時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

（６）破砕施設

ア 設置場所
豊川市小田渕町五丁目 2 1 番 3
イ 設置年月日
令和 2 年 5 月 24 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石

綿含有産業廃棄物を除く。）

2.72t／日（0.34t／時間）

紙くず

1.92t／日（0.24t／時間）

木くず

3.12t／日（0.39t／時間）

繊維くず

0.88t／日（0.11t／時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

3.28t／日（0.41t／時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除
く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び
石綿含有産業廃棄物を除く。）

3.36t／日（0.42t／時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.08t／日（0.26t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 2月17日 新規許可

平成23年 4月 7日 更新許可

平成28年 3月18日 更新許可

令和 3年 2月17日 更新許可

令和 6年 4月10日 変更許可

令和 7年 9月 2日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無